

消費税の平成15年度改正

Q : ニュースで「消費税がかかる売上高が1千万円に引き下げられる」と聞きました。

当社は売上高が每期2千万円程度ですから、改正されたら消費税を納めなければなりません、いつから消費税がかかるのでしょうか。当社は3月決算です。

A : 貴社の場合、平成17年3月決算期から消費税がかかることになります。

【解説】

現在、消費税は、基準期間（その事業年度の前々事業年度）の課税売上高が3千万円を超える事業者について、消費税を納める義務を課していますが、今年度の税制改正によってこの3千万円という金額が1千万円に引き下げることとされています。

これによって、消費税を納めなければならない事業者がぐんと増えるわけですが、対象となる事業者にとってはいつから消費税かかるのか気になるところです。

これについては、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用するとされていますので、3月決算の会社でしたら平成17年3月決算期から消費税を納めなければならないことになります。

なお、消費税がかかるかどうかは、その事業年度の課税売上高ではなく、基準期間の課税売上高で決まりますので、平成17年3月期の課税売上高が1千万円を超えていなくても、基準期間の課税売上高が1千万円を超えている場合は消費税を納めなければなりませんので注意して下さい。

